

手当や医療費助成の手続きはお済みですか



市内在住の方で、乳幼児、児童、ひとり親、障がい児などの各要件に当てはまる方は、申請することにより、手当や医療費の助成が受けられます(所得の制限で、該当しない場合もあります)。

医療費助成制度・児童手当

乳幼児医療費助成制度
対象: 就学前の乳幼児を養育している、各種健康保険に加入している方

内容: 医療機関で支払う対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成
義務教育就学児医療費助成制度
対象: 小学校1年生から中学校3年生の児童を養育している、各種健康保険に加入している方

入院、調剤、訪問看護の保険診療に係る医療費の自己負担分なし

* 通院(柔道整復などの施術を含む)に係る医療費(通院1回あたり)の自己負担分は、200円が上限
児童手当
対象: 中学校3年生修了前(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童を養育している方

る方

手当額
* 0歳~3歳未満(一律): 月額1万5千円

* 3歳~小学校修了前(第1子・第2子): 月額1万円
* 3歳~小学校修了前(第3子以降): 月額1万5千円
* 中学生(一律): 月額1万円
* 所得制限を超える場合(一律): 月額5千円

養育する子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども)のうち、年長者から第1子、第2子...と数えます。
支給月: 6月、10月、2月前月分までをまとめて支給
申請に必要なものは、健康保険証(申請者と対象児童)、申請者名義の振込み先口座
要件により他に書類が必要

ひとり親関係助成制度

児童育成手当(育成手当)
対象: 平成8年4月2日以降の生まれ(平成26年度の場合)で、次の状態にある児童を扶養している方(児童福祉施設に入所している場合を除く)

* 父母が離婚した児童
* 父か母が死亡した児童
* 父か母に重度の障がいのある児童
* 父か母が生死不明の児童
* 父か母に1年以上遺棄されている児童

* 父か母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
* 父か母が法令により1年以上拘禁されている児童
* 婚姻によらないで生まれた児童
手当額: 児童1人につき月額1万3500円
支給月: 6月、10月、2月前

月分までをまとめて支給)

ひとり親家庭等医療費助成制度
対象: 児童育成手当(育成手当)の対象者と同じ(障がいのある児童の場合は20歳未満)

対象児童が児童福祉施設に入所している場合を除く
内容: 医療機関で支払う申請者と対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成(所得によっては一部負担金あり)

児童扶養手当
対象: 平成8年4月2日以降の生まれ(平成26年度の場合)か、障がいのある20歳未満で、次の状態にある児童(児童福祉施設に入所している場合を除く)を扶養している父、母か養育者(老齢福祉年金以外の年金を受給できる場合、児童が父か母に支給される年金の加算対象になつていない場合を除く)

* 父母が離婚した児童
* 父か母が死亡した児童
* 父か母に重度の障がいのある児童
* 父か母が生死不明の児童
* 父か母に1年以上遺棄されている児童

* 父か母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
* 父か母が法令により1年以上拘禁されている児童
* 婚姻によらないで生まれた児童
手当額
* 全部支給: 月額4万1020円
* 一部支給: 月額4万1010円、9680円
* 2人目: 月額5千円加算
* 3人目以降: 月額3千円加算
所得により、支給停止になることがあります。
支給月: 4月、8月、12月前

月分までをまとめて支給)

申請に必要なものは、健康保険証、戸籍謄本(申請者と対象児童)

要件により他に書類が必要
障がい児関係助成制度
児童育成手当(障害手当)
対象: 20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している方(児童福祉施設に入所している場合を除く)

* 「愛の手帳」1、2、3度程度の児童
* 「身体障害者手帳」1、2級程度の児童
* 脳性マヒか進行性筋萎縮症の児童など
手当額: 児童1人につき月額1万5500円
支給月: 6月、10月、2月前月分までをまとめて支給
特別児童扶養手当
対象: 20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している方(児童福祉施設に入所している場合、児童の障がいと理由とする年金を受給している場合を除く)

* 「愛の手帳」1、2度と3度の一部の児童
* 「身体障害者手帳」1、2、3級程度の児童
* 以上と同程度の疾病があるか身体が精神の障がいのある方
手当額
* 手当等級1級: 月額4万9900円
* 手当等級2級: 月額3万3300円
支給月: 4月、8月、11月前月分までをまとめて支給
申請に必要なものは、申請者名義の振込み先口座、戸籍謄本(申請者と対象児童)

非常勤職員(保育士)の募集

児童、世帯全員の住民票の写し、障がいを証明する書類
要件により他に書類が必要
申請・問合せ 子育て支援課
子育て支援係、五日市出張所
市民総合窓口係(申請のみ)

職種 保育士
勤務場所 神明保育園
屋城保育園
勤務日 月曜日から土曜日まで(週4日以内)
月曜日から土曜日まで(週6日以内)

勤務時間 平日の午前8時30分~午後6時(実働7時間30分)、土曜日の午前7時30分~午後6時(実働4時間以内)
平日の午前7時30分~9時45分と午後4時30分~7時(実働3時間30分)、土曜日の午前7時30分~10時(実働2時間)
勤務内容 保育園での乳幼児の保育
保育園での早朝・夕方の乳幼児の保育

賃金 時給950円(土曜日1188円)
募集人員 各1人
採用月日 6月1日予定
応募方法 5月13日(火)までに履歴書(上半身正面脱帽写真貼付)と保育士証の写しを持参してください。
応募・問合せ 児童課保育係(直通558・1982)

夏期の節電対策に 取り組みます

市では、5月1日から10月31日まで、夏期の節電対策に取り組みます。市庁舎や各公共施設では、照明の節電、28度の適温冷房の設定、エレベーターの利用自粛、クールビズの実施などを行います。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。また、皆さんもご家庭などで無理のない範囲の節電にご協力ください。
問合せ 総務課庶務係

障害者相談員を 委託しました

市では、身体障がい、知的障がいのある方やその家族の方の身近な相談に応じる相談員を委託しました。気軽に相談ください。

身体障害者相談員(敬称略・五十音順)
小峰久(五日市97、596・2177)
中村英晴(下代継372、550・4452)
知的障害者相談員(敬称略・五十音順)

市役所外部施設の 自動販売機設置事業者を募集します

個人: 市内に居住し事業を営んでいる方
法人: 都内に本店、支店が営業所を有する法人
応募方法 募集要項を熟読の上、5月1日(木)から15日(木)までに、応募に必要な書類を持参してください(土曜・日曜日、祝日を除く)。
受付時間: 午前9時~午後5時(正午から午後1時までを除く)
募集要項と申込書類は、市ホームページ、契約管財課窓口で入手できます。
応募・問合せ 契約管財課 約管財係



市役所外部施設自動販売機設置について、平成26年6月から2年間の契約者を募集します。飲料などの自動販売機と飲料容器等の回収容器などの設置と運営ができる事業者(借受人)を募集入札により決定します。
募集施設 旧秋川図書館(あきる野市シルバー人材センタ

5月5日(月)~11日(日)は 児童福祉週間です



子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発を行っています。市民の皆さんもこの機会に、ぜひ、子どもの健やかな成長について考えてみましょう。

1階南側 販売品目 清涼飲料水(缶・ペットボトル飲料)

個人: 市内に居住し事業を営んでいる方
法人: 都内に本店、支店が営業所を有する法人
応募方法 募集要項を熟読の上、5月1日(木)から15日(木)までに、応募に必要な書類を持参してください(土曜・日曜日、祝日を除く)。
受付時間: 午前9時~午後5時(正午から午後1時までを除く)
募集要項と申込書類は、市ホームページ、契約管財課窓口で入手できます。
応募・問合せ 契約管財課 約管財係